

自治基本条例見直しの必要性の検証作業 進め方（案）

（１）検証作業の進め方

阪南市自治基本条例見直しの必要性の検討についての諮問により、各条項に見直しが必要か、社会情勢に合っていない箇所があるかなどの事項について検討を行うことについて、推進委員会に検証部会を設置し検討を行い、推進委員会として、その結果を市長へ報告する。

①検証部会について

● 検証部会構成案

検証部会は、委員会構成の各区分から2～3名の委員により構成する。

	《推進委員会》		《検証部会》
学識経験者	2名		1名
公共団体等の代表者	5名	⇒	2名
公募市民	5名		3名
計	12名		6名

②検証について

検証部会において条例見直しの検討を行い、適宜推進委員会へ検討結果の報告し、推進委員会では、部会報告を踏まえ条項の見直しや今後の条例の推進方策について検討する。

③検証部会の公開・非公開について

原則として、公開とする。しかし、議論に支障をきたす恐れがある場合は、検証部会の判断により非公開とできるものとする。

(2) 検証スケジュール(案)

検証は、検証部会を適宜開催し、全条文の見直しの必要性について令和4年1月(検証により期間が延長になる場合もある)までに行い、その後、推進委員会に報告をする予定とする。

委員任期	時期	内容
令和3年6月1日～令和5年3月31日	令和3年7月	推進委員会 ・自治基本条例見直しの必要性の検証について ・今後の進め方及び検証部会の設置について ・検証部会委員の選任について
	令和3年10月頃～12月頃	検証部会 ・見直し検討に必要な内容の整理 ・条文一条事の見直しの必要性について検証①
	令和4年1月頃～3月頃	推進委員会 ・中間報告①
	4月頃～8月頃	検証部会 ・推進委員会からの意見を踏まえた再検証 ・条文一条事の見直しの必要性について検証②
	9月頃～11月頃	推進委員会 ・中間報告②
	12月～令和5年2月	検証部会 ・推進委員会からの意見を踏まえた再検証 ・答申骨子(案)作成
	3月頃	推進委員会 ・答申